### 自転車対策に関するQ&A

警察庁においては、平成 23 年 10 月 25 日に「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」(警察庁丙交企発第 85 号等)を発出し、自転車に関する総合対策を進めることとしましたが、次のとおり、本通達に関する警察庁の考え方について理解を深めていただくための Q & A を作成しました。

### O 1 今回、警察庁で新たな通達を発出した趣旨は何ですか?

自転車は幼児から高齢者まで幅広い層に利用されており、特に最近では東日本大震災による交通の混乱等を機に通勤手段等としても注目を集めており、引き続きその利用の進展が見込まれる状況です。

その一方で、自転車関連事故の全交通事故に占める割合は増加傾向にあり、また、その交通ルール・マナー違反に対する国民の批判の声は後を絶たず、通行環境の整備も不十分な状況です。

こうした状況を踏まえ、今後、自転車に関する総合対策を進めるに当たっては、自 転車は「車両」であるという考え方を交通社会を構成する全ての者に理解していただ き、自動車運転者、自転車利用者、歩行者の3者の安全を確保していこうと考えてい ます。

## Q 2 具体的にどのような対策を進めていくのですか?

今回の総合対策を進めるに当たっては、

自転車の通行環境の確立

自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進

自転車に対する指導取締りの強化

の3つの主要な対策を並行して進めていくこととしています。

## 具体的には、

普通自転車専用通行帯(いわゆる自転車レーン)や自転車道の整備による自転車の通行環境の整備

普通自転車歩道通行可の交通規制の実施場所の見直し等

自転車に関する基本ルールの周知

学校を始めとした様々な場面での交通安全教育の充実や地方公共団体、自転車 関係事業者等との連携・協働

街頭での指導・警告活動の強化

違反を繰り返す利用者、ブレーキのないピスト自転車利用者等悪質な利用者の 検挙

等の対策を進め、良好な自転車交通秩序を実現していきたいと考えています。

# Q3 今後、自転車は、歩道を通行することができなくなるのですか?

今回の総合対策に関わらず、自転車は、法令の範囲内で歩道を通行することができます。

現在、法律(道路交通法第63条の4第1項)においては、自転車は 道路標識等により歩道を通行することができることとされている場合 運転者が子どもや高齢者等である場合

車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためやむを得ない場合

には、歩道を通行することができることとされています。

したがって、このような場合には、自転車は、引き続き、法令の範囲内で歩道を通行することができます。

ただし、歩道を通行する場合には、どのような方であっても、歩行者優先というルールは守ってもらうことが必要です。

Q 4 今回の総合対策において、「普通自転車歩道通行可の交通規制の実施場所の見直し」を行うこととされていますが、幅員3メートル未満の歩道について自転車は通行できなくなるのですか。

今回の総合対策においては、「普通自転車歩道通行可の交通規制の実施場所の見直 し」を行っていくこととしていますが、車道の交通量が多く自転車が通行すると危険 な場合や歩行者の通行量が極めて少ないような場合等については、普通自転車歩道通 行可の交通規制を続けることとしています。

また、Q3において述べたとおり、自転車は、引き続き、法令の範囲内で、歩道を通行することができます。

#### Q 5 自転車が車道を走行するのはかえって危険ではないのですか?

Q 3、Q 4においても触れましたが、現在の法律上、例えば、自動車等の交通量が 多く車道の幅員が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車等との接触の危険 がある場合等には、歩道を通行することができます。

また、そもそも車道の交通量が多く自転車が通行すると危険な場合等については普通自転車歩道通行可の交通規制を続けることとしています。

いずれにせよ、自転車レーンの整備や総合的な駐車対策の推進等の通行環境の確立 と自動車の運転者に対する注意喚起、啓発活動をあわせて進めることにより安全の確 保に努めていきたいと考えています。 Q 6 今後、交通違反をした自転車については厳しく取締りを受けるようになるのですか?

自転車利用者による交通違反の指導取締りについては、まずは、街頭における指導 警告活動を一層強力に推進することとしています。

ただし、ブレーキのないピスト等の自転車の運転のほか、歩行者や通行車両との交通事故に直接つながるような危険を生じさせたり、現場における指導警告に従わないなど悪質、危険な違反者に対しては、積極的に検挙措置を講じていくこととしています。